

別表

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障がい者手帳	対象者として要件に該当しなくなるまで
	聴覚障がい	3級以上		
	平衡機能障がい	5級以上		
	上肢	2級以上		
	下肢	6級以上		
	体幹	5級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能		
	心臓機能障がい	2級以上 6級以上		
	じん臓機能障がい	4級以上		
	呼吸器機能障がい	4級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上		
	小腸機能障がい	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上		
	肝臓機能障がい	4級以上		
知的障がい者	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者	療育手帳		対象者として要件に該当しなくなるまで
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」であること	精神障がい者保健福祉手帳		対象者として要件に該当しなくなるまで
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者(特定医療費(指定難病)受給者等)	下記のいずれかの書類 ・特定医療費(指定難病)受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書		対象者として要件に該当しなくなるまで
要介護者	要介護状態区分が「要介護1~5」の者	介護保険被保険者証		対象者として要件に該当しなくなるまで
妊産婦	単胎児の場合	母子健康手帳及び身分証明書	母子健康手帳取得時から 産後2年	母子健康手帳取得時から 産後3年
	多胎児の場合			
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書 車いすの常時使用等を必要とする者にあっては、その旨を証明する書類	車いす、杖等の 使用期間 (1年以内)	必要と認める期間 (原則1年以内)
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者			